

1 調査の内容

(1) 調査の沿革

毎月勤労統計調査は、統計法に基づく基幹統計で、毎月勤労統計調査規則によって、その大綱が定められており、全国調査、地方調査、特別調査の3種に分かれている。

通常「毎勤」と呼ばれるこの調査の主要部分を構成しているのは、毎月実施している全国調査、地方調査の二つの調査である。特別調査はこれら毎月実施している調査ではカバーされない小規模事業所における賃金、労働時間、雇用等の動向を明らかにするため、年1回（7月末現在）実施しているものである。

特別調査は、昭和32年に1回実施し、以後は諸般の事情により、統計報告調整法に基づく承認統計として「毎月勤労統計調査臨時調査労災特別調査」（昭和33年～35年）、「毎月勤労統計労災特別調査」（昭和36年～44年）をそれぞれ実施し昭和45年からは、再び基幹統計として実施している。

昭和55年からは調査対象規模を従来1～4人から1～29人に拡大するとともに標本数を増加して調査を実施することにより都道府県別の結果が得られるようになった。

さらに、平成2年からは毎月勤労統計調査の改正に伴い、全国調査、地方調査の対象が5人以上に拡大され、特別調査は規模1～4人を調査対象とすることとなった。

(2) 調査の目的

この調査は常用労働者1人以上4人以下の事業所における賃金、労働時間及び雇用の実態を明らかにして、毎月実施されている常用労働者5人以上の事業所に関する「全国調査」及び「地方調査」を補完するとともに、各種の労働施策を円滑に推進していくための基礎資料を提供することを目的とする。

(3) 調査の範囲

ア 地域

日本国全域

イ 産業

日本標準産業分類（平成19年11月改定）に

基づく、下記に掲げる産業である。

(ア) 鉱業、採石業、砂利採取業

(イ) 建設業

(ロ) 製造業

(ハ) 電気・ガス・熱供給・水道業

(ニ) 情報通信業

(ホ) 運輸業、郵便業

(ヘ) 卸売業、小売業

(ト) 金融業、保険業

(チ) 不動産業、物品賃貸業

(リ) 学術研究、専門・技術サービス業

(ニ) 宿泊業、飲食サービス業

(シ) 生活関連サービス業、娯楽業

(ス) 教育、学習支援業

(セ) 医療、福祉

(ヨ) 複合サービス事業

(タ) サービス業（他に分類されないもの）

なお、この調査で言う調査産業計とは(ア) 鉱業、採石業、砂利採取業から(タ) サービス業までの合計である。

ウ 調査区

平成18年事業所・企業統計調査の調査区に基づいて設定した毎勤特別基本調査区のうちから、一定の方法により抽出された調査区

エ 事業所

ウにより抽出された調査区内に所在し、イに掲げる産業に属し、かつ7月31日現在（給与締切日の定めがある場合は、7月の最終締切日現在）1人以上4人以下の常用労働者を雇用する約2万5千事業所

(4) 調査事項

常用労働者を1人以上4人以下雇用する事業所について

ア 事業所名

イ 主要な生産品の名称又は事業の内容

ウ 調査期間

エ 企業規模

オ 常用労働者数

カ 常用労働者ごとの次に掲げる事項

a 氏名及び性

- b 通勤又は住込みの別及び家族労働者であるかどうかの別
- c 年齢及び勤続年数
- d 出勤日数及び通常日1日の実労働時間数
- e きまって支給する現金給与額
- f 特別に支払われた現金給与額

(5) 調査期日及び調査期間

7月31日現在（給与締切日の定めがある場合は、7月の最終給与締切日現在）。ただし、(4)のcのfについては前年8月1日から当年7月31日までの1年間。

(6) 調査の実施期間

8月から9月まで。

(7) 調査の系統

厚生労働省（大臣官房統計情報部）一都道府県統計主管課－統計調査員－調査対象事業所

(8) 調査の方法

統計調査員による実地他計方式

2 主な用語の定義

(1) 常用労働者

調査期日現在、当該事業所に在籍している労働者で、次のいずれかに該当するものをいう。

- ア 期間を決めず、又は1か月を超える期間を決めて雇われている者。
- イ 同一事業所に日々又は1か月以内の期間に限って雇われていた者のうち、5月と6月にそれぞれ18日以上雇われた者。

なお、いわゆる重役や理事などの役員でも、部長、工場長あるいは支店長などのように、常時事業所に出勤して、一定の業務に従事し、一般の労働者と同じ給与規則又は同じ基準で毎月給与が算定されている者や、事業主の家族であっても常時その事業所に勤務し、その事業所における一般の労働者と同じ給与規則又は同じ基準で毎月給与が算定されている者は常用労働者に含める。

また、調査期日現在、調査事業所に在職し、調査期間内（1か月間）に給与の算定を受けた者は、調査期間に出勤していなくても含めるが、長期欠勤、他事業所への出向などのため、調査期間中何

らの給与の算定も受けなかった者は含めない。

いわゆるパートタイム労働者で上記ア、イの条件を満たしている者も常用労働者に含める。

(2) 通勤・住込みの別

住込労働者とは、家族労働者であるか否かを問わず、事業所の構内又は事業主の住宅内に住んでいて常態として給食を受けているものをいう。

ただし、次の者は住込労働者とししない。

- ア 食費及び部屋代（光熱費を含む。）の双方を支払っている者。
- イ 事業所の構内にあっても、独立した建物に居住して食費を支払っている者。

通勤労働者とは住込労働者に該当しない者をいう。

(3) 家族労働者

個人経営事業所では個人業主、法人組織事業所では実質的にその法人を代表する者（通例は社長）の配偶者、3親等以内の親族及びその配偶者をいう。

(4) きまって支給する現金給与額

労働契約、労働協約、給与規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって現金で支給される給与のことをいい、所得税、各種社会保険料等を差し引く以前の金額である。

(5) 特別に支払われた現金給与額

前年8月から当年7月までの1年間分の一時的又は臨時的に支払われた現金給与及び3か月を超える期間ごとに支払われた現金給与のことをいい、夏季、年末の賞与等がこれに該当する。

本特別調査においては、勤続1年以上の者1人当たり平均を算出している。

(6) 勤続年数

7月31日現在で、企業、会社に勤務した期間をいう。

なお、企業の名義変更、分離、合併等によって名称が変わり、形式的に解雇、再雇用の手続きが行われたことがあっても、労働者が実質的には継続して勤務している場合、また、試みの使用期間、見習いの期間、再雇用及び同一企業内からの転勤者の以前の期間はすべて通算する。ただし、休職期間は、有給、無給を問わずすべて除外する。

(7) 出勤日数

7月中に労働者が実際に出勤した日数のことである。有給であっても事業所に出勤しない日は出勤日にならないが、午前0時より翌日午前0時までの1時間でも就業すれば出勤日とする。

(8) 実労働時間数

労働者が実際に働いた労働時間をいい、休憩時間は含めないが、手待時間は含める。

7月中の通常日1日の実労働時間を労働者ごとに1時間未満の端数は30分以上は切上げ、30分未満は切捨てとしている。

(9) 短時間労働者

通常日1日の実労働時間が6時間以下の者をいう。